

第 68 回独立行政法人国民生活センター契約監視委員会会議事概要

開催日	令和 7 年 6 月 6 日（金）	
場所	独立行政法人国民生活センター東京事務所 5 階特別会議室	
出席委員氏名	委員長 西 貴久雄（独立行政法人国民生活センター監事） 委員 有川 博（元日本大学総合科学研究所教授） 委員 山内 容（弁護士） 委員 竹内 啓博（公認会計士・税理士）	
抽出案件	2 件	（備考） ・事務局から、今回の審議対象の契約件数等について、報告した。 ・令和 6 年度第 4 四半期における契約の状況を踏まえ、事前確認公募の契約（事案 1）契約金額が 10 億円以上の契約（事案 2）について審議対象とした旨を報告した。 ・令和 6 年度独立行政法人国民生活センター調達等合理化計画の自己評価結果（案）及び令和 7 年度独立行政法人国民生活センター調達等合理化計画（案）について点検及び意見交換を行った。
（内訳）		
一般競争入札	1 件	
事前確認公募	1 件	
随意契約	0 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	令和 6 年度第 4 四半期に契約締結した抽出案件および検証結果の審議内容は、別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回 答
<p>【事案1】</p> <p>LAN システムの刷新による構成変更等に伴う業務支援システムの設定変更業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・資料交付後に辞退した事業者には事前確認公募であるという趣旨が伝わっていたか。</li><li>・現行事業者と契約する可能性が非常に高いと形式上の手続きだと誤解されることもあるので、事前確認公募というのはこういう趣旨のものであることが伝わり、誤解されないようにする必要がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・公募公告において事前確認公募であることを件名で明確にしている。また、説明資料において、応募条件を満たす応募者がいない場合にあっては現在予定している者との随意契約手続に移行すること、応募書類が適正であると認められる応募があった場合には一般競争入札を実施することを明示している。ただし、事前確認公募であることを事業者が理解していたかどうかについてはわからないため、公募の説明において丁寧に対応してまいりたい。</li><li>・引き続き、誤解を招かないよう丁寧に説明できるようにしてまいりたい。</li></ul>
<p>【事案2】</p> <p>全国消費生活情報ネットワークシステム（消費者トラブル対応専用 Web サイト、相談支援システム（CRM システム））の構築及び運用・保守等業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・総合評価方式は価格と価格以外の要素で構成される入札方式であるが、価格の設定によっては価格で事業者を選定できる仕掛けとなるため、予定価格の設定、管理については改めて十分注意いただくようお願いしたい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・予定価格の設定、保秘については非常に重要であるため、引き続き、しっかり守ってまいりたい。</li></ul>